

令和2年度(2020)国民健康保険料の料率について

令和2年度(2020)の国民健康保険料の料率を決定しましたので、報告いたします。

1 令和2年度保険料率決定における算定方針

【算定方針】

- (1) 保険料必要額を確保するためには保険料率の引き上げが必要ですが、被保険者への負担感を考慮するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、繰越金を活用することにより、保険料が増加しないよう軽減をします。
- (2) 勤労者世代の負担を緩和します。
- (3) 保険料軽減のための財源として、前年度繰越金(約4億6,900万円)を活用します。

2 令和2年度の保険料率

新型コロナウイルス感染症の影響等を配慮し、令和元年度の保険料率に据え置くこととします。

	①医療給付費分	②後期高齢者支援金等分	③介護納付金分
所得割	8.85%	1.89%	2.10 %
均等割(一人あたり)	30,700 円	7,100 円	9,900 円
平等割(世帯あたり)	22,600 円	5,200 円	4,900 円

- ① 医療給付費分：加入者の医療給付費にあてられるもの
- ② 後期高齢者支援金等分：後期高齢者医療制度を支援するためにあてられるもの
- ③ 介護納付金分：満40歳から65歳未満の加入者の介護保険料

※①～③保険料区分の賦課額割合

- ・ 応能割 50% (所得割)
- ・ 応益割 50% (均等割 35%、平等割 15%)

3 保険料の算定

国保事業費納付金と市が行う保健事業等の経費を加えた額から、歳入である国・県補助金等を差し引いた額を保険料として確保する。

$$\begin{array}{rclcl}
 \boxed{\text{保険料必要額}} & = & \text{事業費納付金} & + & \text{市保健事業等} & - & \text{国・県補助金等} \\
 (31 \text{ 億 } 7,300 \text{ 万円}) & & (44 \text{ 億 } 2,300 \text{ 万円}) & & (2 \text{ 億 } 6,800 \text{ 万円}) & & (15 \text{ 億 } 1,800 \text{ 万円})
 \end{array}$$

(1) 試算結果

$$\begin{array}{rclcl}
 \text{保険料必要額} & - & \text{保険料試算額} & = & \text{不足額} \\
 (31 \text{ 億 } 7,300 \text{ 万円}) & & (29 \text{ 億 } 9,600 \text{ 万円}) & & (1 \text{ 億 } 7,700 \text{ 万円})
 \end{array}$$

↓

※繰越金から充当します。

(2) 繰越金活用による一人あたり保険料軽減額

＜被保険者数：30,983人、介護分被保険者数：8,845人＞

保険料内訳	繰越金を活用しない 場合の額 (A)	令和2年保険料率 での試算額 (B)	保険料軽減額 (A) - (B)
医療分+支援分	98,232円	93,879円	4,353円
介護分	29,610円	24,060円	5,550円

《参考》 一人あたり保険料額の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
医療分+支援金分	93,972円	93,949円	93,923円	93,879円
介護分	27,164円	27,177円	24,065円	24,060円

※一人あたり保険料：保険料試算額を被保険者数で除した参考値

なお、加入者の世帯構成・平均所得により変動するため、同料率でも同じ金額にはなりません。

4 国民健康保険財政調整基金の推移

毎年度基金について生じた利子については、基金への繰入を行っている。

(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利子積立額	487	975	889	387
年度末基金残高	295,489	296,464	297,353	297,740

5 保険料にかかる制度改正

(1) 賦課限度額の引上げ

【医療分】 (現行) 61万円 ⇒ (改正後) 63万円

【介護分】 (現行) 16万円 ⇒ (改正後) 17万円

(2) 軽減判定基準額の引上げ

【5割軽減】 (現行) 33万円+国保加入者数×28万円
(改正後) 33万円+国保加入者数×28.5万円

【2割軽減】 (現行) 33万円+国保加入者数×51万円
(改正後) 33万円+国保加入者数×52万円

《参考》 モデル世帯保険料額試算（令和元年度と増減なし）

モデル1【軽減なし】			
夫:45歳 営業所得 300万円 妻:41歳 所得なし 子:16歳 所得なし			
	医療分	支援金分	介護分
所得割	236,295	50,463	56,070
均等割	92,100	21,300	19,800
平等割	22,600	5,200	4,900
小計	350,995	76,963	80,770
合計	508,728		

モデル2【軽減なし】			
夫:70歳 所得 155万円(年金収入 275万円) 妻:67歳 所得なし			
	医療分	支援金分	介護分
所得割	107,970	23,058	—
均等割	61,400	14,200	—
平等割	22,600	5,200	—
小計	191,970	42,458	—
合計	234,428		

モデル3【2割軽減】			
夫:45歳 所得 95万円(給与収入 160万円) 妻:42歳 所得なし			
	医療分	支援金分	介護分
所得割	54,870	11,718	13,020
均等割	49,120	11,360	15,840
平等割	18,080	4,160	3,920
小計	122,070	27,238	32,780
合計	182,088		

モデル4【5割軽減】			
夫:70歳 所得 50万円(年金収入 170万円) 妻:66歳 所得なし			
	医療分	支援金分	介護分
所得割	15,045	3,213	—
均等割	30,700	7,100	—
平等割	11,300	2,600	—
小計	57,045	12,913	—
合計	69,958		

モデル5【7割軽減】			
夫:61歳 所得 30万円(給与収入 95万円) 妻:55歳 所得なし			
	医療分	支援金分	介護分
所得割	0	0	0
均等割	18,420	4,260	5,940
平等割	6,780	1,560	1,470
計	25,200	5,820	7,410
合計	38,430		